

別表 1

多世代交流センター設備等点検一覧表

No.	項目	点検		期間など (回数/年)	点検者 (資格)	関係法令
		法定	自主			
1	防火対象物の点検 防火管理者の選任 訓練の実施 避難経路の状況 消防用設備の設置状況 等	○		1年以内ごと	防火対象物点検資格者	消防法第8条
2	非常用照明器具の点検	○		1年以内ごと (検査証の交付を受けた日以後、最初の点検は2年以内)	一級建築士 若しくは二級建築士、建築設備検査資格者	建築基準法第12条
3	非常用照明器具の点検		●	保安規定を定め、自主定期点検	電気主任技術者、電気工作物検査官等	電気事業法
4	消火器具、消火用水、誘導灯の点検	○		6か月に1回	消防設備士又は消防設備点検資格者	消防法第17条
5	パッケージ型消火設備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、非常電源設備の点検	○		機器点検 6か月に1回 総合点検 (配線含む) 1年に1回	消防設備士又は消防設備点検資格者	消防法第17条
6	防火扉、防火シャッターの点検	○		1年以内ごと (検査証の交付を受けた日以後、最初の点検は2年以内)	一級建築士 若しくは二級建築士、建築設備検査資格者	建築基準法第12条
7	自家用電気工作物の点検 (キュービクル、太陽光パネル)		●	保安規定を定め、自主定期点検	電気主任技術者、電気工作物検査官等	電気事業法
8	換気設備の点検	○		1年以内ごと (検査証の交付を受けた日以後、最初の点検は2年以内)	一級建築士 若しくは二級建築士、建築設備検査資格者	建築基準法第12条

9	排煙設備の点検	○		1年以内ごと (検査証の交付を受けた日以後、最初の点検は2年以内)	一級建築士 若しくは二級建築士、建築設備検査資格者	建築基準法第12条
10	給排水設備の点検	○		1年以内ごと (検査証の交付を受けた日以後、最初の点検は2年以内)	一級建築士 若しくは二級建築士、建築設備検査資格者	建築基準法第12条
11	空調機器の点検 (すべての第1種特定製品) (空調フィルター清掃含む)	○		3か月に1回、簡易定期点検	管理者自身	改正フロン法 (フロン排出抑制法)
12	空調機器の点検 (圧縮機に用いられる電動機又は内燃機関の定格出力が7.5kW以上の第1種特定製品)	○		7.5～50kW未満の空調機器は3年に1回以上	冷媒フロン類取扱技術者	改正フロン法 (フロン排出抑制法)
13	自動扉保守点検		●	定期点検 中間点検等 1年に4回	メーカー会社等	
14	電話設備保守点検		●			
15	監視カメラ保守点検		●			
16	音響設備		●	適宜確認	設備の設定は、指定管理者が行う。各機器の接続調整後、都度、正常動作の確認を行う。	
17	労働者が常時就業する場所の照明設備の点検(照度の測定)		●	6か月以内ごとに1回		労働安全衛生法
18	室の建築、大規模修繕又は大規模模様替えを行った室のホルムアルデヒドの量		●	当該室の使用を開始した日以降最初に到来する6～9月までの期間に1回		労働安全衛生法

19	屋外遊具の点検		●	1年に1回以上	クライミングウォール専門点検者（公認ルートセッター以上の資格を有するものが望ましい）への委託	
20	屋内遊具の点検 ※オリジナル遊具であるため、点検方法等についてはメーカーに確認すること メーカー：株式会社岡部 遊具：キュービックウッド		●	日常点検 1月に1回以上	管理者自身	
				定期点検 1年に1回以上 (初年度に限り無料点検の実施を想定)	JPFA認定の公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技師	遊具の安全に関する基準 JPFA-ID-S:2014